

令和3年7月26日招集

第7回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第7回狭山市農業委員会総会

令和3年7月26日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) 農地利用最適化活動活性化研修会について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時10分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏枝
4番 細田 幸司	5番 仲川 知範	6番 横田 泰宏
7番 小口 英吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀敏
10番 平本 洋章	11番 増田 棟順	12番 吉田 博幸
13番 渡邊 隆夫	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光弘 主幹 吉澤 裕二

事務局 定刻となりましたので、これより第7回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 農業振興地域制度の概要
- ・資料2 農業振興地域整備計画変更申出書
- ・資料3 総会議案書
- ・資料4 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料5 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料6 農地のあっせん台帳
- ・農業委員会業務必携
- ・のうねん
- ・研修の案内

となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第7回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第7回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号9番 諸口委員と10番 平本委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農業振興地域制度の概要」及び議案第2号「農業振興地域整備計画変更申出書」を議題とします。

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料 1、2

(狭山市農業振興地域制度の概要及び農業振興地域整備計画変更申出書について説明)

議長 説明が終わりました。本件を承認するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦労様でした。

次に議案第 2 号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていただければ、その内容を、また、行っていただければ、今後の予定等を報告してください。まず、入間川地区からお願いします。

甲田委員 富士見地区と入間川地区のパトロールを行いました。梅雨が明けて気温の高い日が続いたためか、田畑に雑草の繁っているところが見られましたが、通常では適正に管理されている農地なので、今後は草刈り等が行われるものと思われまいます。全筆調査に向けてパトロールを強化していきたいと思ひます。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願ひます。

清水委員 雑草の増えている様子が見受けられましたので、パトロールを強化していきたいと思ひます。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願ひます。

小澤委員 利用権設定の申し出があったお宅に伺って、書類を整えてもらひました。雑草については乾いている農地は適正な管理がされつつありますが、全筆調査に向けて少しずつチェックをしていきたいと思ひます。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願ひます。

室岡委員 草丈の伸びている畑もありますが、もう少し皆さんの管理が行き届くようになってから、調査を行いたいと思ひます。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願ひます。

奥富委員 利用権設定の申し出があったお宅に伺って、書類をもらって来ました。昨年までは耕作されていた畑でも、今年には雑草の繁茂している状況が見られます。今後も状況を確認していきたいと思ひます。

議長 続いて奥富地区片岡推進委員に報告願ひます。

片岡委員 米価が安いことから、田を畑に変えて、サトイモやブロッコリーに転作している土地が何ヶ所かありました。

雑草が増えてきているので、田んぼ等で見かけた際には、できるだけ刈ってもらうように声かけをしたいと思ひます。

議長 次に柏原地区齋藤推進委員、お願いします。

齋藤委員 全筆調査の地図を元に見回りを開始したところ、草刈りがされてきれいになっている畑もあれば、昨年度はリストになかったが、耕作地を確認できたところもありました。

議長 次に水富地区高橋推進委員、お願いします。

高橋委員 意識のある方は草刈りをしていただいています、ここ1～2年作業していないように見える畑は、そのままの状態です。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、お手元の資料にあります、農用地利用集積計画についてですが、平本委員の所有地が関係するため、農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与することができませんので、平本委員は席の移動をお願いします。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 資料3 総会議案書の3ページをお願いします。

利用権設定については、今回2件です。

1件目、渡し人は青柳にお住いの方、受け人も青柳にお住いの方です。所在地は大字青柳字六万坊367番1、地目は畑、面積は2,551㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定、受け人は平成30年9月10日に認定農業者となっています。

2件目、渡し人は上奥富にお住いの方、受け人は入間川にお住いの方です。

所在地は大字上奥富字淵畑815番1外1筆、地目は畑、合計面積は1,784㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成29年6月19日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

では、平本委員、席に戻ってください。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字逃水46番6、地目は畑、地積は377㎡です。

現在の利用状況は耕起中、許可後は麦の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市水野に居住する農業者で、総耕作面積は8,131㎡、すべて畑です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を許可します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字桑原256番1、外2筆、地目は畑、地積は合計348.02㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は東京都福生市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅の建設です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に進達します。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字北流145番6、地目は畑、地積は300㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字稻荷前1030番69、地目は畑、地積は330㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂
委員

議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字半貫1902番2、外1筆、地目は畑、地積は合計2,420㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で建設業を行っている法人です。転用目的は露店資材置場です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下奥富字西方873番4、地目は畑、地積は合計334㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市大字南入曾字的場374番26、外1筆、地目は畑、地積は合計
307㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中
です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細に
つきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されて
いますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第5条第1項第2号、農地法第5条第1項に該当し
ます。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願
いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字楊爐木下22番1、外2筆、地目は畑、地積は合計
280.90㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中

です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。申請地のうち、上奥富字楊爐木下2番1は市街化区域です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第34条第12項、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

小野田 議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市大字水野字本堀879番20、地目は畑、地積は合計300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適

- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第5条第1項第2号、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願っています。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

小野田
委員

議案番号4整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字本堀879番23、外1筆、地目は畑、地積は合計299㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、都市計画法第5条第1項、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願っています。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号10番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号4整理番号10について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字沢台1751番11、地目は畑、地積は合計499㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。本申請は既に許可を受けていますが、いったん取り下げをした後、持ち分割合の見直しを行い、再申請されたものになります。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書10の朗読)

理由書10により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号11番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号4整理番号11について審査結果を報告します。整理番号10の隣地になります。

申請地は狭山市入間川字沢台1751番12、地目は畑、地積は合計1,297㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。こちらも既に許可を受けていますが、いったん取り下げをした後、譲受人を連名とし、再申請されたものになります。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書11の朗読)

理由書11により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号12番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順
委員

議案番号4整理番号12について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字宮原2289番1、地目は畑、地積は合計300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書12の朗読)

理由書 1 2 により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 5 条第 1 項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 1 につきまして、土地の所在は狭山市大字青柳字柳窪 1 5 4 2 番 1、地目は畑、地積は 2, 4 5 5 m² について、相続人より相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ております。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第 3 条、4 条、5 条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料 5 をご覧ください。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出は、

4 件 1 3 筆で合計面積 1 0, 4 5 8 m²、すべて畑です。すべて相続による届出で、整理番号 3 について、あっせんの希望があります。

次に農地法第 4 条の規定による届出は、2 件 2 筆で、地目は畑、地積 8 2 7 m²、内訳は、田が 4 2 5 m²、その他 4 0 2 m²です。転用目的は駐車場敷地 1 件、作業場敷地が 1 件です。

次に農地法第 5 条の規定による届出は、9 件 1 0 筆で合計面積 3, 0 2 8 m²、すべ

て畑です。転用目的は、住宅敷地が8件、2,632㎡、事務所敷地が1件、396㎡です。

次に農地用施設に係る届出が1件、農機具収納のための物置が1棟、94.5㎡です。

説明は、以上となります。

議 長

説明が終わりました。

委員の皆様からは、何かありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第7回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。